

令和2年3月26日(木)

令和2年第1回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

令和2年第1回岸和田市貝塚市 清掃施設組合議会定例会議事日程

〔 令和2年3月26日(木) 〕
〔 午前10時00分 開 議 〕

- 第 1 会期決定について
- 第 2 議案第1号 令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算
(第3号)
- 第 3 議案第2号 岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例の制定について
- 第 4 議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について
- 第 5 議案第4号 職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 第 6 議案第5号 公告式条例の一部改正について
- 第 7 議案第6号 令和2年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算
- 第 8 議案第7号 公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて

追加日程

- 第 9 選挙第1号 管理者選挙について

出席議員（14名）

1番	川	岸	貞	利	2番	阪	口	勇		
3番	田	畑	庄	司	4番	中	川	剛		
5番	南	野	敬	介	6番	前	園	隆	博	
7番	井	舎	英	生	8番	宇	野	真	悟	
9番	河	合		馨	10番	田	中	市	子	
11番	反	甫		旭	12番	鳥	居	宏	次	
13番	松	本	妙	子	14番		南	加	代	子

欠席議員（なし）

出席議事説明員

管理者	藤	原	龍	男	副管理者	永	野	耕	平
理事	田	中	利	雄	理事	土	佐	邦	之
会計管理者	西	川	三	矢					
事務局長	小	南	和	巳	事務局次長	西	秦	幹	雄
総務課長	上	村	昌	生	環境技術課長	猪	口	昌	宏
基幹整備担当参事	太	田	健	一					

幹事	藤	原	康	成	幹事	坂	井	永	二
幹事	井	谷		真	幹事	春	木	秀	一
幹事	茶	谷	幸	典	幹事	西	田	淳	一
幹事	亀	井	謙	作	幹事	谷	藤		健

午前10時22分開会

○反甫 旭議長

ただいまから令和2年第1回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

以上で報告を終わります。

○反甫 旭議長

ただいまの報告のとおり、出席議員14名をもちまして、会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名者を、施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、7番井舎英生議員、8番宇野真悟議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元までご配付しておりますとおりでありますので、報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は1日に決定いたしました。

次に、令和元年9月分から令和2年1月分までの5か月分の例月出納検査結果報告につきましては、さきに議員各位にご送付しておりますとおりであります。

本各件について質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ないようでありますので、本報告を終わります。

次に、日程第2、議案第1号令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第3

号）を議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

皆さん、おはようございます。

ただいま上程をされました議案第1号令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、当初一般財源により執行予定でありました防災設備の更新工事費1,518万円の75%の1,130万円がごみ処理施設増設事業債として、また、災害復旧事業におけるごみ処理施設棟及びリサイクルプラザ棟の屋根面補強工事費の一部440万円の全額が廃棄物処理施設災害復旧事業債として起債が可能となりましたことから、歳入につきまして、第6款組合債をその合計の1,570万円を追加し、その調整のため第1款分担金を同額の1,570万円を減額補正するものであります。

以上のとおりでありますので、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案の

とおりの可決されました。

次に、日程第3、議案第2号岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の議案第2号岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例の制定につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

当組合における工事の請負契約等につきましては、これまで岸和田市に準ずる運用をしてきましたが、契約相手のさらにその仕入れ先や下請など、直接の契約相手でない関係者においても組合が明確な根拠をもって暴力団関係の排除を求めるには、組合独自の条例等の整備が必要となるため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○反甫 旭議長

次に、補足説明を求めます。小南事務局長。

○小南和巳事務局長

それでは、議案第2号岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

それでは、条例の内容につきましてご説明いたしますので、令和2年第1回組合議会定例会議案の16ページをお願いいたします。

まず第1章、第1条は条例の目的を、第2条は条例で使用する用語の定義を、第3条は基本理念を規定するものでございます。第4条から17ページの第6条までの規定は、組合及び事業者の責務と事業者と組合が連携し暴力団排除に取り組む組合の事業者に対する支援を定めております。

次に第2章、第7条において、先ほど管理者からもご説明させていただきました、暴力団員及び暴力団密接関係者が当組合の工事等及び売払い等の契約相手方となることやその下請負人となること、また契約相手方や下請負人が工事等に係る資

材、原材料購入などの契約をする者となることを許さないこととし、第8条で17ページから18ページにわたって、その排除に関する措置を定めております。第9条は公共工事等及び売払い等に関する不当介入の禁止と、そのようなことを受けたときの組合への報告の義務を定めております。第10条は当組合施設利用における暴力団排除を、第11条はその他の事務事業に対する暴力団排除について定めております。

次に第3章、18ページから19ページにわたっての第12条から14条は、報告義務を怠ったときの指導、勧告や公表、また暴力団排除を目的とするための情報収集、警察への情報提供について定めております。第15条では、その他といたしまして、条例の施行に際し、必要な事項は管理者が別に定めることとしております。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行することといたしております。

私からの説明は以上でございます。何とぞよろしく願いいたします。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号職員のサービスの宣誓

に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の議案第3号職員のサービスの宣誓に関する条例の制定につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

令和2年4月1日から施行されます会計年度任用職員の制度におきまして、その対象職員につきましてもサービスの宣誓が必要となりますことから、条例制定を行うものであります。なお、条文としましては岸和田市の例によるものとし、内容は、お手元にお配りさせてもらっております議案参考資料1ページの岸和田市の条文をご参照くださいませ。

以上のとおりでありますので、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第4号職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原

龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の議案第4号職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につきまして、その提案の理由をご説明申し上げます。

先ほどご説明の議案第3号と同様に、会計年度任用職員の制度の施行に伴い、その対象職員の職務に専念する義務の特例を定める必要がありますことから、条例制定を行うものであります。なお、条文としましては岸和田市の例によるものとし、内容は、お手元にご配付させてもらっております議案参考資料3ページの岸和田市の条文第2条のとおり、職務専念の義務の免除を規定しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第5号岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の議案第5号岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例の一部改正につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

これまで、本条例におきましては、公平委員会や監査委員への準用規定がなかったのですが、今般、両機関において定める規則の公布や基準の公表の必要が出てきましたので、本条例を準用できるよう改正を行おうとするものであります。

以上のとおりでありますので、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明をさせますので、よろしくようお願い申し上げます。

○反甫 旭議長

次に、補足説明を求めます。小南事務局長。

○小南和巳事務局長

それでは、議案第5号岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。議案参考資料4ページ、5ページをお願いいたします。

横にして見ていただきまして、右側に旧として現行の条例を、左側に新として改正案を載せさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、左側の欄でご説明させていただきます。今回の改定においては、第5条と第6条を追加し、その他字句等の修正をし、所要の整備をさせていただきます。この第5条第1項において、議会その他組合の機関、このその他機関が公平委員会や監査委員等に当たりますが、それらの機関で定める規則について、この公告式条例を準用することを規定しております。また、第2項においては、これらの機関で規程その他を公表するときに、本条例を準用することを規定しております。

第6条は規則、規程の施行期日を定めることができることを規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。何とぞよろしく願います。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号令和2年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算を議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の議案第6号令和2年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

本組合の令和2年度歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億2,512万円で、前年度に比べて26.4%、9億8,664万1千円の増額計上であります。

予算の内容につきまして、まず、歳出からその科目別に順次ご説明申し上げます。

第1款議会費は、議会運営に要する諸経費であり、365万2千円の計上で、前年度に比べ7.1%、24万1千円の増額であります。

次に、第2款総務費は、組合の運営及び施設の維持管理並びに施設整備などに要する経費であり、

37億9,480万3千円の計上で、前年度に比べて59.6%、14億1,758万5千円の増額であります。

次に、第1項総務費のうち一般管理費は2億1,146万2千円の計上で、前年度に比べて2.5%、544万2千円の減額であります。

次に、総務管理費は698万3千円の計上で、前年度に比べて164.3%、434万1千円の増額であります。

次に、公平委員会費は7万3千円の計上であります。

次に、監査委員費は21万6千円の計上で、前年度に比べて11.5%、2万8千円の減額であります。

次に、第2項施設費の施設管理費は35億7,606万9千円の計上で、前年度に比べて65.8%、14億1,871万4千円の増額であります。増額の主なものといたしましては、クリーンセンター維持補修事業費と基幹的設備改良事業費であります。

次に、第3款公債費は9億2,366万5千円の計上で、前年度に比べて31.8%、4億3,118万5千円の減額であります。これは主にクリーンセンター建設に係る起債の元利償還金であります。

次に、歳入につきましてご説明を申し上げます。

分担金で26億155万円、使用料及び手数料で3億6,976万2千円、国庫支出金で2億4,234万9千円、繰越金で1千円、諸収入で2億6,405万8千円、組合債で12億4,740万円でありまして、これら財源をもちまして本組合に係る経費に充当しようとするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○反甫 旭議長

次に、補足説明を求めます。小南事務局長。

○小南和巳事務局長

それでは、私から令和2年度一般会計予算につきまして詳細をご説明申し上げます。

それでは、まず歳出からご説明申し上げます。

予算書の16、17ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費が365万2千円で、前年度に比べ24万1千円の増額でございます。これは主に、前年度は統一選挙の年であったため、5月に組合議員の不在期間がございました。令和2年度からは同月に新旧組合議員が在籍されますので、その議員報酬分の増を見込んだことによるものでございます。

次に下段、2款1項総務費でございますが、まず1目一般管理費に2億1,146万2千円の計上で、前年度に比べ2.5%、544万2千円の減額でございます。

右ページの説明欄、事業別区分欄をお願いいたします。

職員給与費1億9,823万3千円は、会計年度任用職員制度の実施に伴い、前予算形態の賃金も含む施設組合職員25人分の人件費等でございます。

その下、清掃組合管理事務事業1,322万9千円は、組合運営に要する事務経費でございます。

次に、18、19ページをお願いいたします。

2目総務管理費に698万3千円の計上で、前年度に比べ164.3%、434万1千円の増額でございます。これは主に、これまで1目一般管理費で執行していた保守委託料や賃借料、備品購入費で、電算システムの運用に係るものについて、右ページの説明欄下段の事業別区分の電算システム運用事業に移行したことによる増でございます。

それでは、改めまして、右ページの説明欄、事業別区分欄の最初に記載のリサイクル啓発事務事業160万円は、3Rふれあいフェア及び3R啓発事業委託料など、展示及び啓発事業の運営に必要な経費でございます。

次に、情報公開・個人情報保護事務事業7万4千円は、情報公開・個人情報審査会委員費等や関係事務費でございます。

次に、電算システム運用事業530万9千円は、先ほどご説明いたしました前年度1目一般管理費で執行していた管理棟内の財務会計を含めました電算システムの関係の保守料、賃借料、出退勤シ

システムの機器入替えの費用でございます。

次に、20、21ページをお願いいたします。

3目公平委員会費が7万3千円、前年度と同額でございます。

4目監査委員費が21万6千円で、前年度に比べ、印刷製本費が2万8千円減額となっております。

以上、2款1項総務費の合計といたしましては2億1,873万4千円の計上で、前年度に比べ0.5%、112万9千円の減額でございます。

次に、下段から次の22、23ページに上段にかけて、2項施設費1目施設管理費でございますが、35億7,606万9千円の計上で、前年度に比べ65.8%、14億1,871万4千円の増額でございます。この主なものはクリーンセンター維持補修事業の2億6,355万1千円、これは建物大規模補修工事に係る分の増であり、あと基幹的設備改良事業の11億3,938万4千円の増によるものでございます。

それでは、右ページの説明欄、事業別区分欄に沿って、21ページからご説明いたします。

まず右ページ説明欄、事業別区分欄の施設管理運営事業に11億4,850万3千円の計上で、これはクリーンセンター運転管理等に要する経費であり、主なものは10節需用費と12節委託料で、焼却プラントの関係の薬品などの消耗品に1億8,271万3千円、電気、下水道等の光熱水費に7,184万2千円、工場の運転管理や焼却灰の処分などの施設維持業務委託料に8億2,693万2千円でございます。

次に、大阪湾圏域広域処理場整備事業には、施設維持業務委託料として505万円と、平成30年9月の台風被害による最終処分場の災害復旧事業の委託料として504万9千円の計上でございます。

続きまして、22、23ページをお願いいたします。

次のクリーンセンター維持補修事業には12億3,746万3千円の計上で、これは定期点検整備工事など施設維持に要する経費で、主なものは、施設全般に係る定期点検整備等の工事請負費と、先ほど議員協議会でも議題とさせていただきましたクリーンセンターの大規模改修工事における焼却棟建物に係る改修事業費の見込額8億円の前払金

3億2,000万円を含めて9億854万8千円となっております。また、定期点検整備等の工事に伴い支給する原材料費が2億4,242万6千円でございます。

なお、クリーンセンター大規模改修工事につきましては、さらに、お手数ですが、一度4ページをお願いいたします。クリーンセンター大規模改修工事につきましては、継続費として総額8億円を、これは焼却棟のみの総事業予算でございますが、その前払金として、総額の4割に当たる3億2,000万円を令和2年度予算で、以降、令和3年度から令和5年度で1億6,000万円を見込んでおります。また、リサイクルプラザ棟の建屋改修工事につきましては、焼却棟が終了後、引き続き令和6年度以降で行おうと考えておるものでございます。

それでは、お手数ですが、もう一度22、23ページにお戻りいただきまして、次の基幹的設備改良事業は、本年度は11億8,000万4千円で、前年度が4,062万円でございます。この事業2年目に当たる令和2年度からは本格的に施工が進み、5年間の事業においては特に令和2年度の事業費が、事業内のメインであります中央制御装置の更新を行いますので、大きくなる予定であります。令和3年度以降は、歳出見込額につきましては、26ページの調書下段をご参照ください。

それでは、22、23ページにお戻りいただきまして、続きまして、次に中段、3款1項公債費が9億2,366万5千円で、前年度に比べ31.8%、4億3,118万5千円の減額でございます。令和元年度末現在の未償還金が28億9,168万8千円に対する元金及び利子で、前年度に比べ、1目元金で4億1,226万7千円の減額、2目利子で1,891万8千円の減額計上でございます。

なお、これらの起債の償還につきましては、主にクリーンセンター建設に伴うものであり、建設当初の起債は、令和3年度には完済する予定でございます。そこまでは減少してまいります。しかし、令和4年度以降、災害復旧債や基幹的設備改

良事業、大規模改修事業といった新たな起債の償還が出てきますので、段階的に上がり、年間約6億円余りの償還となってくる予定でございます。

次に下段、4款1項1目予備費は300万円で、前年度と同額の計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

それでは、ページお戻りいただきまして、12、13ページをお願いいたします。

1款1項分担金1目組合市分担金が26億155万円で、前年度と比べ12.6%、3億7,570万3千円の減額計上でございます。

両市の分担金は、2割を均等割、8割は人口割によることが定められており、この割合で算出した岸和田市の負担率が64.984%、貝塚市の負担率が35.016%でございます。

次に、2款使用料及び手数料の1項使用料1目総務使用料が183万2千円の計上で、前年度に比べ0.1%、2千円の減額計上でございます。主なものは、組合所有の土地使用料及び附属駐車場の使用料でございます。

次に、2款使用料及び手数料2項手数料1目焼却手数料が3億6,793万円の計上で、前年度に比べ45%、1億1,415万3千円の増額でございます。これは、この4月からの料金改定の分を見込んでの増によるものでございます。

次に、3款1項1目ごみ処理施設基幹的設備改良事業費国庫補助金は2億4,234万9千円で、前年度に比べ2億3,229万9千円の増額でございます。これは、先ほど歳出でご説明させていただきましたとおり、令和2年度から本格的に基幹的設備改良事業の施工が進むため、それに伴って補助対象の事業費が増えることによるものでございます。

次に、4款1項1目繰越金は1千円で、前年度と同額計上でございます。

次に、5款諸収入1項1目雑入が2億6,405万8千円の計上で、前年度に比べ6.6%、1,629万4千円の増額で、電力売払収入と再商品合理化拠出金、これはいわゆるペットボトルの売り払い分

でございますが、これらの増額を見込んでいるものでございます。

それでは、次に14、15ページをお願いいたします。

6款1項組合債1目清掃施設整備事業債が12億4,240万円の計上で、前年度に比べ9億9,460万円の増額で、主に、先ほど来ご説明させていただいております基幹的設備改良事業に係る起債と、クリーンセンター大規模改修工事分を含むごみ処理施設増設事業に係る起債であります。

次に、6款1項組合債2目廃棄物処理施設災害復旧事業債が500万円の計上で、前年度に比べ皆増でございます。これは、平成30年9月の台風21号により被害を受けた大阪湾圏域広域処理場、通称フェニックスにおける最終処分場の災害復旧に係る本組合が負担する令和2年度分の災害復旧事業債でございます。

これで歳入歳出の説明を終わります。

なお、継続費、債務負担行為及び地方債に関する調書並びに給与費明細書につきましては、24ページ以降に添付しておりますので、ご確認のほどよろしくをお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。何とぞよろしくをお願いいたします。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号公平委員会の委員選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の議案第7号の公平委員会の委員選任につき同意を求める件につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

公平委員の池内清一郎氏が本年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会のご同意を賜りたくご提案申し上げる次第であります。

何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○反甫 旭議長

この際、お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略してご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、質疑、討論を省略することに決しました。

これより議案第7号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、先刻、藤原龍男管理者より令和2年3月31日付をもって管理者の職を辞退したい旨の届け出がありました。地方自治法第145条による法定期間内の退職でありますので、これを退職期日として同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議がないようでありますので、同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

この際、管理者の選挙についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、管理者の選挙日程を追加議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時03分再開

○反甫 旭議長

会議を再開いたします。

それでは、日程第9、選挙第1号管理者選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

岸和田市貝塚市清掃施設組合管理者に永野耕平岸和田市長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました永野耕平岸和田市長を岸和田市貝塚市清掃施設組合管理

者の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本組合管理者に永野耕平岸和田市長が当選されました。

ただいま当選されました新管理者、永野耕平岸和田市長の挨拶のため、発言を許します。永野耕平岸和田市長。

○永野耕平新管理者

発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、このたび選任をいただきまして、まことにありがとうございます。そしてまた、日ごろよりクリーンセンター事業に対しましてさまざまなご意見、ご指導いただきまして、まことにありがとうございます。

このクリーンセンターは平成19年に開設されて以降、13年がたとうとしております。我々に課せられた課題は長寿命化であると考え、まずは基幹的設備の改良事業でありますとか建物の大規模改修、これらを重要施策として位置づけまして、これからも設備の維持管理費、そしてまた更新の費用についてもしっかりと縮減を図りながら、これまでどおりの安全かつ安心な施設運営に努めてまいりたいと考えておりますので、今後もどうぞよろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、議員各位のますますのご健勝とご多幸とご活躍を心より祈念申し上げまして、私からの挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。

○反甫 旭議長

引き続き、前管理者、藤原龍男貝塚市長からご挨拶申し上げたいとの申し出がありますので、この際、発言を許します。藤原龍男貝塚市長。

○藤原龍男前管理者

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、管理者の退任に当たりまして一言御礼のご挨拶を申し上げます。

先ほどは、ご提案申し上げました新年度予算な

どの各案件につきまして、厳正なご審議の後、原案どおり議決を賜りましたこと、心より厚く御礼申し上げます。

2年前の平成30年3月に議員の皆様方からの温かいご支援により管理者にご選任をいただいてから、早いもので2年がたとうとしております。新年度からは永野岸和田市長に管理者をお願いすることとなりました。

私は、この2年間を振り返りますと、長年据え置かれたといえますか、議会の皆さん方からご意見を頂戴いたしておりましたごみ処分手数料の見直し、これは皆さん方大変なご支援、ご尽力、そして岸和田永野市長の大変なご尽力のおかげを得まして、条例化を図ることができました。これはほんとうに私も感慨深いものがあります。この4月から経過措置を施し、5年かけて改正の運びとなりました。

一方、もう一つの大きな思い出は、皆さんも覚えておられるように、平成30年9月4日の台風21号であります。この泉州地域というのは台風が幾ら来ても被害があまり起こらないと我々勝手に思い込んでいましたが、それがほんとうに根拠のない思い込みであるということがわかりました。当センターも大変な被害を受け、私もすぐにここに駆けつけましたが、これが直るのかという懸念を持ちました。しかしながら、皆さん方のほんとうに温かいご支援により、職員、局長の毎日の大変な頑張りにより、今日（議員協議会で）報告がありました。何とか完了することができました。改めて厚く御礼申し上げます。

数々の重大事項がありましたが、こうして管理者の任務を無事に終えることができましたのも、ひとえに皆さん方の温かいご支援のたまものであると思い、心より感謝申し上げます。

これからも私は副管理者として永野管理者とともに安全で安心できる施設運営に努めてまいりたい決意でありますので、議員各位におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますとともに、今後ますますのご活躍とご健勝を心よりお祈り申

しあげまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。
皆さん、どうもありがとうございました。

○反甫 旭議長

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了
いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚くお
礼申し上げます。

これをもちまして、令和2年第1回岸和田市貝
塚市清掃施設組合議会定例会を閉会します。

午前11時09分閉会